川崎重工業健康保険組合からのお知らせ

「資格情報のお知らせと個人番号（マイナンバー）確認のお願い」について

厚生労働省からの通達に基づき、「資格情報のお知らせと個人番号（マイナンバー）確認のお願い」を、加入者様へお送りいたします。

この「資格情報のお知らせ」は、令和6年12月2日の健康保険証新規発行廃止後に、マイナ保険証（健康保険証利用登録されたマイナンバーカード）を安心してご利用いただくために、健康保険の資格情報を記載した文書です。

お手元に届きましたら、登録内容を確認していただき、大切に保管してください。

対象者

令和6年8月28日時点の加入者
※マイナンバーを事業所経由で川重健保に提出されておらず、地方公共団体情報システム機構（Ｊ-ＬＩＳ）にて個人番号（マイナンバー）の取得ができない方につきましては、対象外となります。

送付時期

令和6年9月25日発送予定
※事業所を通じて配布します。
（任意継続被保険者の方は郵送）

「資格情報のお知らせ」のイメージ 及び 依頼事項

1 個人番号（マイナンバー）の下４桁をご確認ください

川重健保で管理しているマイナンバーの下4桁を表示していますので、必ずご確認ください。

※表示されている下4桁の数字が、ご自分のマイナンバーの下4桁と一致していない場合、当組合までご連絡ください。
（川重健保　適用課：078-360-8615）

2 資格情報のお知らせを切り取って携帯してください

（１）健康保険の給付金等の申請に！

保険証新規発行廃止（令和6年12月2日）後、被保険者や被扶養者の方が健康保険の各種給付金等を申請する時に必要な健康保険の記号・番号を知ることができます。

（２）医療機関等の受診時に！

マイナ保険証が使えない医療機関等で受診する際に、マイナ保険証とあわせて提示していただくことで、受診することができます。

※「資格情報のお知らせ」だけでは、医療機関等の受診はできません。